報道各社樣

西宮市教育委員会

職員の処分について

みだしの件について、下記のとおり処分いたしましたので、ご報告します。

(1) 事案の概要

西宮市立学校所属の当該職員は、平成31年4月22日、勤務校の調理場休憩室に おいて、同僚の財布から現金1万円を抜き取り、翌23日、兵庫県警西宮警察に逮捕 された。

その後の事情聴取により、当該同僚職員から計7回、合計9万円を窃取していたことが明らかになったもの。

(2) 対象職員及び処分内容

所 属	職名	処分日	処分内容	処 分 理 由
市立学校	チーフ調理員	D1 7 1	停職6月	地方公務員法第29条(懲戒)
	(47歳)	R1. 7. 1		同法33条(信用失墜行為の禁止)

問合せ:教育人事課長 澤田 幸夫(TEL 35-3899)